

高松市太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、発電システム及び蓄電システム又は充給電設備を設置する者に対し、予算の範囲内で太陽光発電システム等設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、クリーンエネルギーの利用を推進するとともに、市民の環境保全意識の醸成を図り、もって地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 発電システム 太陽電池を用いて太陽光を電気に変換するシステムであって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 電気事業者の配電線と連系するものであること。

イ 本市の区域内に所在し、次条第1項に規定する補助対象者が居住する住居等の用に供する建築物（その一部を事務所、事業所、店舗その他これらに類する用途に供するものを含む。次号イを除き、以下「住宅」という。）に電力を供給するもの（事務所、事業所、店舗その他これらに類する用途に供する部分のみに供給する電力を発電するものを除く。）であって、太陽電池モジュールの最大出力の合計値が10キロワット未満であること。

ウ 住宅が存する一の敷地以外の場所に設置するものでないこと。

エ 住宅に設置する時点において未使用（居住に伴う使用がないことをいう。以下同じ。）であること。

(2) 蓄電システム 定置用リチウムイオン蓄電池と電力変換装置からなるシステムであって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 発電システムに併設するものであって、住宅に設置する時点において未使用であること。

イ 一般社団法人環境共創イニシアチブの実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業におけ

る蓄電システム登録済製品一覧に記載されているものであること。

(3) 充給電設備 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の充電及び当該電気自動車等から住宅に電力の供給を行うシステムで、発電システムに併設するものであって、住宅に設置する時点において未使用であるものをいう。

(4) 発電システム等 発電システム並びにこれに併設する蓄電システム及び充給電設備をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、第8条の規定による申請をする時点において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本市の区域内に住所を有すること。

(2) 本市の市税を滞納していないこと。

2 補助金の交付を受けようとする者が単身赴任等により一時的に本市の区域内に住所を有していない場合の前条、前項及び別表の規定の適用については、同条第1号イ及び同表中「補助対象者」とあるのは「補助対象者と同一生計にある者」とし、同項第1号の規定は、適用しない。

3 第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当する者であっても、これまでに、第1項の規定に該当し、補助金の交付を受けた者（当該年度において第6条第1項の規定による補助金の交付の予約の申請をしている者を含む。）で、引き続き当該発電システムを所有する者に対しては、補助金は、交付しない。ただし、当該発電システム設置後の期間が法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第2に定める耐用年数をいう。以下同じ。）を超えている場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

(1) 発電システム

ア 発電システムを構成する機器であって次に掲げるものに係る購入費

(ア) 太陽電池モジュール

(イ) 架台

(ウ) 接続箱

(エ) 直流側開閉器

(オ) インバータ

(カ) 保護装置

(キ) 発生電力計

(ク) 余剰電力販売用電力計

イ 発電システムの設置に係る配線及び配線器具の購入費

ウ 発電システムの設置に係る工事費

(2) 蓄電システム

ア 蓄電システムを構成する次に掲げるものに係る購入費

(ア) 定置用リチウムイオン蓄電池

(イ) 電力変換装置（インバータ及びパワーコンディショナー等）

(3) 充給電設備

充給電設備の購入費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

(1) 基本額 次のアからウまでに定める額の合計額

ア 太陽電池モジュールの最大出力の合計値（単位はキロワットとし、その値に1キロワット未満の端数があるときは、小数点以下第3位を四捨五入して得た数値）に1万円を乗じて得た額（その額が5万円を超えるときは、5万円）

イ 発電システムに蓄電システムを併設している場合 8万円

ウ 発電システムに充給電設備を併設している場合 5万円

(2) 加算額 前号アの規定により算出した額（別表に掲げる区分に応じ、同表に定める要件に該当する場合に限る。）

(予約の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該発電システム等の設置に係

る工事に着手する前（発電システム等が設置されている住宅（以下「発電システム等付き住宅」という。）を購入する場合にあっては、電力受給開始前に、高松市太陽光発電システム等設置費補助金交付予約申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 発電システム等の設置に係る工事着手前の現況を確認することのできるカラー写真（発電システム等付き住宅を購入する場合にあっては、当該発電システム等付き住宅を確認することのできるものに限る。）

（2） 発電システム等の設置に係る工事請負契約書の写し（発電システム等付き住宅を購入する場合にあっては、発電システム等を当該発電システム等付き住宅に設置した時点において、当該発電システム等が未使用であることを証する書類）

（3） 住宅に係る工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し（新たに建設する、若しくは購入する住宅に発電システム等を設置する場合又は発電システム等付き住宅を購入する場合に限る。）

（4） 該当する補助対象経費の合計額の内訳が分かる書類

（5） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、高松市太陽光発電システム等設置費補助金交付予約番号通知書（様式第2号）により、当該補助金交付予約申請書を提出した者に通知するものとする。

（変更等の申請）

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業予約者」という。）は、同条第1項の規定により提出した高松市太陽光発電システム等設置費補助金交付予約申請書の記載事項のうち住宅の所在地、発電システム等の設置予定場所、太陽電池モジュールの最大出力の合計値若しくは補助金交付申請予定額を変更しようとする場合又は発電システム等の設置若しくは発電システム等付き住宅の購入を中止しようとする場合は、高松市太陽光発電システム等設置費補助金交付予約変更・中止申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査

し、適当と認めるときは、これを承認し、高松市太陽光発電システム等設置費補助金交付予約変更・中止承認通知書（様式第4号）により、当該申請書を提出した補助事業予約者に通知するものとする。

（交付の申請）

第8条 補助事業予約者（発電システム等付き住宅を購入する者を除く。）は、当該発電システム等の設置に係る工事を完了したときは、当該年度の3月31日までに、高松市太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 発電システムと電気事業者の配電線との連系を証する書類の写し

（2） 出力対比表の写し又は太陽電池モジュールの製造番号表（様式第5号の2）

（3） 設置後の発電システムの状況を示すカラー写真（発電システムが設置された建築物等の全体、太陽電池モジュール及びインバータを確認することのできるものに限る。）

（4） 前号のカラー写真により太陽電池モジュールの枚数を確認することができない場合は、当該太陽電池モジュールの配置図

（5） 発電システムに蓄電システム又は充給電設備を併設する場合は、併設する蓄電システム又は充給電設備の型番・型式、製造番号並びに設置の状況を確認することのできるカラー写真及びその設置場所を確認することのできる図面

（6） 発電システム等の設置に要した経費の支払が完了したことを確認することのできる書類の写し

（7） 発電システム等の設置に要した経費の内訳書（様式第5号の3）

（8） 住宅の存する場所の分かる図面

（9） 発電システム等を設置した場所の分かる図面（前号に規定する場所と同一の場所でない場合に限る。）

（10） その他市長が必要と認める書類

2 発電システム等付き住宅を購入する補助事業予約者は、電力受給開始後、当該年度の3月31日までに高松市太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書（様式第5号）に、前項各号（第6号を除く。）に掲げる書類及び当該

住宅の購入に係る経費の支払が完了したことを確認することのできる書類の写しを添えて市長に提出しなければならない。

- 3 補助事業予約者が、前2項に規定する期限内に当該各項に規定する申請書を提出しなかったときは、その予約を辞退したものとみなす。

(交付の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかに書類の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは補助金の交付及びその額を決定し、当該申請書を提出した補助事業予約者に対し、高松市太陽光発電システム等設置費補助金交付決定通知書(様式第6号)及び高松市太陽光発電システム等設置費補助金交付指令書(様式第7号)により、適当でないと認めるときは補助金の交付をしないことを決定し、高松市太陽光発電システム等設置費補助金不交付決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の交付等)

第10条 前条の規定により交付の指令の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、本市の指定する請求書により速やかに市長に対し補助金の交付の請求をし、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(処分の制限)

第11条 補助事業者は、発電システム等の法定耐用年数の期間内において、当該発電システム等を譲渡し、交換し、貸与し、担保に供し、又は廃棄すること(以下「処分」という。)を行ってはならない。ただし、あらかじめ高松市太陽光発電システム等処分承認申請書(様式第9号)を市長に提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項ただし書の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、高松市太陽光発電システム等処分承認通知書(様式第10号)により、当該申請書を提出した補助事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により市長の承認を受けて補助事業者が発電システム等を処分した場合において、補助事業者に収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 前条第1項の規定に違反して発電システム等の処分をしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(交付手続等)

第13条 第6条から前条までに規定するもののほか、補助金の交付手続等の必要な事項については、高松市補助金等交付規則（昭和54年高松市規則第12号）第10条及び第12条の規定を適用する。

(定期報告)

第14条 市長は、発生電力量その他発電システムの使用に関する事項について、補助事業者に対し、報告を求めることができる。

2 前項の規定による報告を求められた補助事業者は、市長が指定する期日までに、高松市太陽光発電システム定期報告書（様式第11号）により、市長に対し、当該報告を求められた事項について報告しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条から第16条までの規定は、財団が制定する平成17年度分の住宅用太陽光発電導入促進事業応募要領に基づく予約者及び建売用予約者について適用し、財団が制定する平成16年度分の住宅用太陽光発電導入

促進事業応募要領に基づく予約者及び建売用予約者については、なお従前の例による。

(塩江町の編入に伴う経過措置)

- 3 塩江町の編入の日前に塩江町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱(平成15年4月1日施行)の規定によりなされた補助金交付予約申込及び補助金交付予約受理通知は、この要綱の相当規定によりなされた補助金交付予約申請及び補助金交付予約番号通知とみなす。

附 則

この要綱は、平成17年9月26日から施行する。

(庵治町、香川町、香南町及び国分寺町の編入に伴う経過措置)

- 4 庵治町、香川町、香南町及び国分寺町編入の日前に第1号から第3号までに掲げる要綱の規定によりなされた補助金交付予約申込及び補助金交付予約受理通知ならびに第4号に掲げる要綱の規定によりなされた補助金交付予約申請及び補助金交付予約番号通知は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた補助金交付予約申請及び補助金交付予約番号通知とみなす。

(1) 庵治町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱(平成13年4月1日施行)

(2) 香川町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱(平成16年4月1日施行)

(3) 香南町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱(平成15年4月1日施行)

(4) 国分寺町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成17年4月1日施行)

附 則

この要綱は、平成18年1月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の第6条第1項の規定により予約の申込みをした者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に改正前の第6条第1項の規定による予約の申請（改正前の第3条第1項第1号ウの発電システム（最大出力が10キロワット以上のものに限る。）及び同項第2号イの発電システムに係る補助金の交付に係るものに限る。）をした者の当該申請に係る補助金の交付、処分の制限、交付決定の取消し及び補助金の返還については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月8日から施行する。

2 改正後の高松市太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定は、平成25年度予算により交付する補助金に係るものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の高松市太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の予約の申請に係る補助金について適用し、同日前の予約の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月17日から施行し、改正後の第5条第2号の規定は、令和元年度以後の予算に係る補助金について適用する。

別表（第5条関係）

区分	要件	
	契約締結時における住所	補助金の交付申請時における住所
(1) 新たに建設する住宅に発電システム等を設置する場合	当該住宅に係る工事請負契約及び発電システム等の設置に係る工事請負契約の締結時に、補助対象者が都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に基づく高松市立地適正化計画に規定する居住誘導区域又は都市機能誘導区域（以下この表において「対象区域」という。）内に住所を有さないこと。	当該住宅が対象区域内に存し、補助対象者が当該住宅に居住していること。
(2) 新たに購入する住宅に発電システム等を設置する場合	当該住宅に係る不動産売買契約及び発電システム等の設置に係る工事請負契約の締結時に、補助対象者が対象区域内に住所を有さないこと。	
(3) 発電システム等付き住宅を購入する場合	当該住宅に係る不動産売買契約の締結時に、補助対象者が対象区域内に住所を有さないこと。	